

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成29年 第7回 定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年7月19日(水) 午後2時02分から
同日 午後2時38分まで

2 開催場所 秩父宮記念市民会館 2階 けやきフォーラムC・D
〔秩父市熊木町〕

3 出席委員(24人)

会 長	8番	新 井	徳 弘	会長職務代理者	26番	条	東 男
委 員	1番	山 中	宇 一				
委 員	3番	武 島	昭 夫	委 員	4番	横 田	友
委 員	5番	新 井	秀	委 員	6番	山 中	進
委 員	7番	富 田	俊 和	委 員	9番	内 田	武 男
委 員	11番	岩 崎	智 子	委 員	12番	長 谷 川	満
委 員	13番	石 橋	総 一 郎	委 員	14番	大 島	正 一
委 員	15番	高 岸	義 雄	委 員	17番	番 場	誠 二
委 員	18番	島 崎	博 行	委 員	19番	町 田	一 郎
委 員	20番	福 島	久 雄	委 員	21番	内 田	修 司
委 員	23番	高 野	忠 財	委 員	24番	高 橋	信 之
委 員	25番	田 口	俊 夫	委 員	27番	加 藤	勝 市

4 欠席委員(3人)

委 員	2番	新 井	一 郎	委 員	10番	青 葉	正 明
委 員	16番	新 井	信 義				

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

(6) 審 議 議 案 の 報 告

(7) 議 案 審 議

議案第35号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第36号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)

議案第37号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第38号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの
判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	新 井 幸 男	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、2番 新井 一郎 委員、10番 青葉 正明 委員及び 16番 新井 信義 から欠席の通告がありました。よって、委員定数26名中23名が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。

(4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長(新井 徳弘 会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長にお

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

いて指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井 徳弘 会長) ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 24番 高橋 信之 委員、25番 田口 俊夫 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

(5) 諸 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。

(6) 審 議 議 案 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第7回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について が5件、議案第37号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第38号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長(新井 徳弘 会長) ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 議 案 審 議

議案第35号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議長(新井 徳弘 会長) これより、議案の審議に入ります。 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 議案第35号の案件について説明をいたします。 譲渡人は〇〇さん、譲受人は 〇〇昇さんです。 申請地は 品沢字畑ヶ中、田2筆、計696平方メートルで、昭和53年に相続により取得した土地です。 案内図の1ページをご覧ください。 申請地は、県道270号線、中蒔田から品沢に抜ける

峠を降りたところにあります交差点から南西に約190メートル先にあります。申請事由ですが、譲渡人は現在87歳と高齢であり、また、申請地も自宅から遠いため、耕作することが困難な状況にあります。他方、申請地は譲受人自宅のすぐ近くにあり、譲受人所有の農地とも隣接しています。自宅にも近い当申請地を買い受けることにより、まとまった農地を確保することで、自らが所有する農地と一体で活用し、農業経営の拡大を図りたいとして申請したものです。譲受人は現在、家電製品修理業を営んでいますが、最近は年間を通じて仕事が減ってきたこともあり、耕作に費やす時間を確保することができるようになりました。農地に生えた木を伐採してそこに作付けをするなど、今まで手をつけられなかった農地にも手を入れ始めています。さて、譲受人は、現在、計5,751平方メートルの農地を耕作しておりますが、この他に不耕作地及び違反転用と見なされるような農地を所有しています。不耕作地と見なされている土地、計4,792平方メートルについては、現状は山林であり、これらの筆については、平成29年6月総会における議決により非農地であると判断されています。また、違反転用と見なされる農地計2,986平方メートルについては、平成15年より、有限会社〇〇の資材置場用地として貸し出されており、現況もそのように使用されています。農地に復旧するのは難しいとのことで、これらの筆に関しては、速やかに、転用する手続きを取る旨を記述した確約書と始末書が添付されております。なお、一部の土地が農業振興地域内の農用地区域に該当していることから、是正は農用地区域の除外からとなります。ただいま申し上げましたとおり、耕作に適さない土地、農地に復旧することが難しい土地を除いた農地の面積は5,751平方メートル、これにこのたびの申請地2筆、計696平方メートルを合わせた合計面積は6,447平方メートルであり、大田地区における下限面積要件30アールを上回っております。本案件に関しては、今年5月から申請についての相談があり、その際に現地を確認したときには、耕作可能と思われる農地のうち、野菜畑として使用している1筆、1,500平方メートル以外の土地はすべて保全管理状態となっておりました。その後、この2月の間に、譲受人は保全管理地の草を刈り、そこへ新たに甘柿の苗を植えた上で申請しており、申請時における自作地耕作状況の内訳としては、野菜畑が1,500平方メートル、新たに柿を植樹した筆が計2,986平方メートル、籐の根があるために止むを得ず保全管理状態としている農地が1,265平方メートルとなっております。農機具については、耕うん機、草刈機をそれぞれ1台所有しており、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

年内には乗用トラクタを購入する予定です。今までは仕事の都合上、なかなか農業に従事することができておりませんでした。農作業歴は40年あり、今後は家電製品修理業の傍ら、妻とともに農業に励んでいきたいとのこと。また、農地取得後、申請地は隣接する自分の土地と併せて果樹園として使用し、甘柿を植える計画です。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

14番（大島 正一 委員） 議案第35号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も当事者と面会をし、関係する農地につきましても確認をいたしました。譲受人及びその妻には、農業に従事する意欲が感じられました。許可をしてよろしい案件であると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」という人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第35号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第36号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （5件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈 敏晃 主査 番号1から番号4までの案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は 大野原字宮崎西側、畑1筆、123平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道大野原駅から南西に約230メートル先にあり、立地の基準につきまして

は、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、市内住所地にて不動産業を営んでおりますが、このたび、本申請地を譲渡人より買い受け、東側に隣接している譲受人が所有する宅地と一体に利用し、建売住宅を建築し、販売したいとして申請したものです。しかし、申請地は、平成6年頃より、すでに宅地の一部として使用してまいりましたので、譲渡人が始末書を添付しております。申請地に隣接する耕作農地はありませんでした。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は大野原字下中原、畑1筆、97平方メートルで、昭和59年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から南西に約420メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人家族は、現在、本申請地の北側に隣接している譲渡人が所有する宅地に住宅を建てて生活しておりますが、このたび、その宅地を買い受けることになり、それとともに、宅地として一体に利用している本申請地も買い受けることとなりました。そこで、申請地について調べたところ、昭和55年頃より宅地として利用していたものの、地目が畑のままだったことが分かったため、譲受人、譲渡人両者より始末書を添付して申請したものです。申請地には車庫が1棟建てられておりました。

次に、番号3の案件について説明をいたします。借受人は〇〇株式会社、貸渡人は〇〇さんです。申請地は大野原字下小川、畑2筆、計1,212平方メートルの内418平方メートルの一部転用で、平成15年に遺贈により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から北東に約780メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、本年4月に、本市農業委員会事務局へ農地改良届を事前に提出した上で、本申請地の北側に隣接している貸渡人が所有する農地に土を搬入し、農地改良を行いましたが、その際、本申請地を車両の搬入路として無許可で使用してしまいました。目的が農地改良のためであっても、車両の通行に農地を使用するのであれば、本来なら一時転用許可が必要であったことから、借受人、貸渡人両者より始末書を添付して、追認にて

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

許可を受けたいとして申請したものです。申請地に隣接する農地を所有する者は貸渡人本人であり、転用することに伴う周辺の営農に係る問題は特に無いものと思われま

次に、番号4の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は、山田字木戸原、畑1筆、69平方メートルで、昭和43年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠小学校から北東に約250メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は職業が医師ということもあり、日頃から社会福祉関係に関心があるとのこと

そこで、借受人の父親である貸渡人より本申請地を使用貸借にて借り受け、また、本申請地に隣接する雑種地、ここは借受人の母親が所有するものですが、そこを借受人が所有する宅地とを一体に利用して、サービス付き高齢者向け住宅を建築し、市内黒谷に本店のある〇〇株式会社に貸し付け、老人福祉施設として利用することとして、このたび申請したものです。申請地に隣接する農地はありませんでした。

加藤 和彦 主幹 番号5の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇です。同社は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字草塚、畑3筆、計1,665平方メートルで、平成16年に相続で取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、国道140号大堀交差点から北に約200メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備を建設するものです。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。申請地は、平成28年4月に送電線撤去工事をする際に一時的に工事用地として使用してきました。すでに当該工事は完了しており、農地に回復し貸渡人に返されております。また、隣接する雑種地と合わせて一体に利用するため、合計

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

面積は2,026平方メートルとなります。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。転用することに対して、隣接する農地を所有する者から承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることは無いものと思われまます。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

24番（高橋 信之 委員） 番号1から番号3までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、追認によるもので、許可を相当とすることでやむを得ないものであると考えます。

4番（横田 友 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。高篠地区には高齢者向けの施設がありません。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

6番（山中 進 委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第36号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第33号上程 農用地利用集積計画の決定について

（1件）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第37号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

町田 達彌 参与 議案第37号について説明をします。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、秩父市長からの依頼により、農業委員会の決定を求められております。借受人、利用権の設定を受ける者は、〇〇さん、貸付人は 〇〇さんです。土地の所在は 下影森字内出、畑3筆、計2, 242平方メートルです。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道影森駅から東側に500メートル先にあります。利用権設定期間ですが、平成29年9月1日から平成35年8月31日の6年間です。なお、本利用権については、平成23年9月1日から平成29年8月31日までの利用権設定の更新手続きであり、すでにブドウ園として農業を行っております。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

7番（富田 俊和 委員） 概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。以前から借受人とは面識がありますが、真面目に農業に取り組んでいます。継続して利用権を設定するもので、農地を有効に活用していただくこととなりますので、このように決定してよろしいものと思います。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第37号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第38号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第38号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第38号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配布いたしました別紙をご覧ください。このたびは、608筆、計34万7,819.43平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断しております。このたびは、農地利用意向調査を行った結果、所有者又は権利を有する者から非農地判断をしていただきたいと申し出があった農地及びそれらの者の住所又は所在が秩父郡市より離れたところにあるため、今後、農地に戻すことが相当難しいと思われる荒廃農地、さらには、それらの者の住所又は所在が秩父市内にあるものの、今後、農地に戻すことが相当難しいと思われる荒廃農地について議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。この議案に対して、何か質疑や意見がありますか。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第38号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

(挙手する人あり)

議長(新井 徳弘 会長) 全員が賛成であります。 よって、本案はそのように決しました。

(8) 閉 議 ・ 閉 会

議長(新井 徳弘 会長) 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第7回定例総会を閉会いたします。